

令和●年●月●日

契約管理課長様

被災建築物応急危険度判定実施本部
実施本部長 建築指導課長

施設及び物品の利用のお願い

●月●日に発生した地震により、災害対策本部都市対策部建築物班において、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置しました。今後、●月●日までを目途として、市内建築物に対し、被災建築物応急危険度判定を実施することとなりました。

被災建築物応急危険度判定は、三鷹市在住・在勤の判定士登録者及び応援判定士により、余震等による二次被害の防止を目的として、応急的な建物使用可否を判定します。

つきましては、下記の施設及び物品につきまして、利用させていただきたくお願いします。

第2庁舎の被害状況を判断し、どちらかを選択（一方を消して使用）

記

	第2庁舎使用可の場合	第2庁舎使用不可の場合
実施本部	建築指導課執務室	第3庁舎会議室 311、313、314 会議室のうち1室
待機・ガイダンス・集計	242、243 会議室のうち1室	第3庁舎会議室 311、313、314 会議室のうち1室
用具保管用	211 会議室	312 会議室
自転車	必要台数（20台）を契約管理課に依頼（最大27台）	
車両	必要台数を契約管理課に依頼	

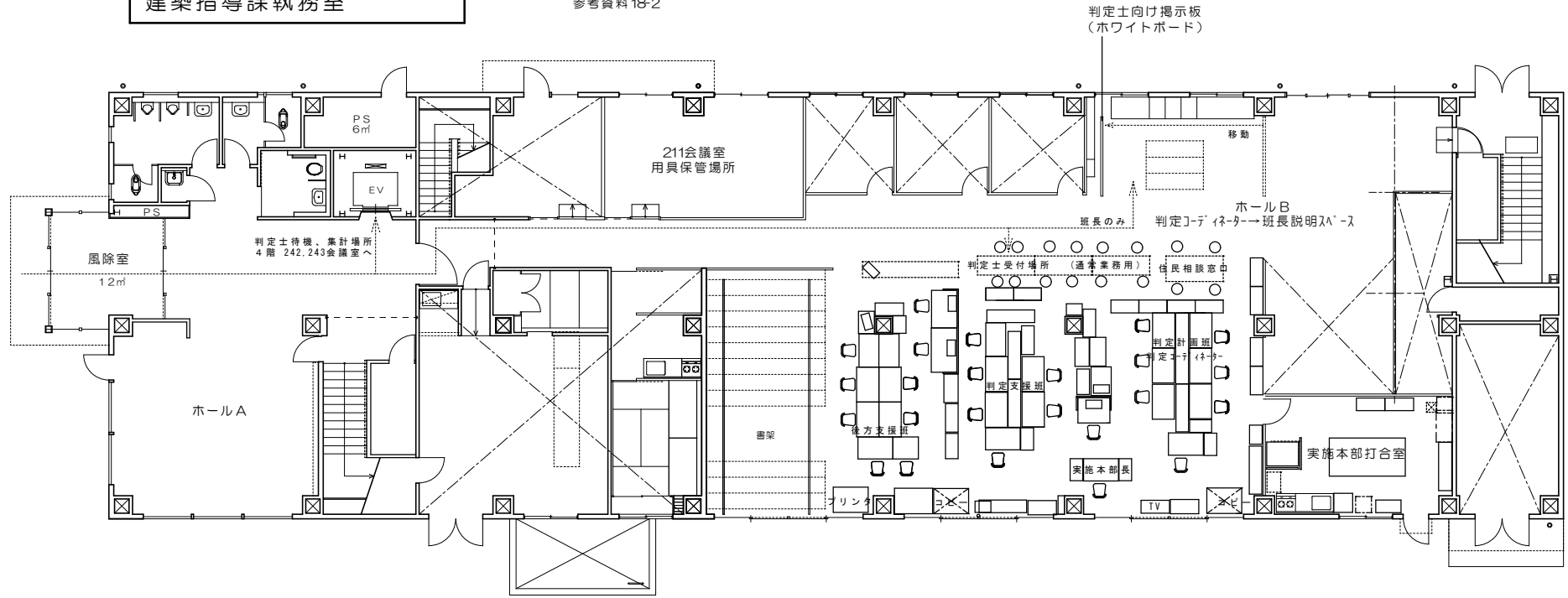
連絡先

建築指導課監理係

内線 2821

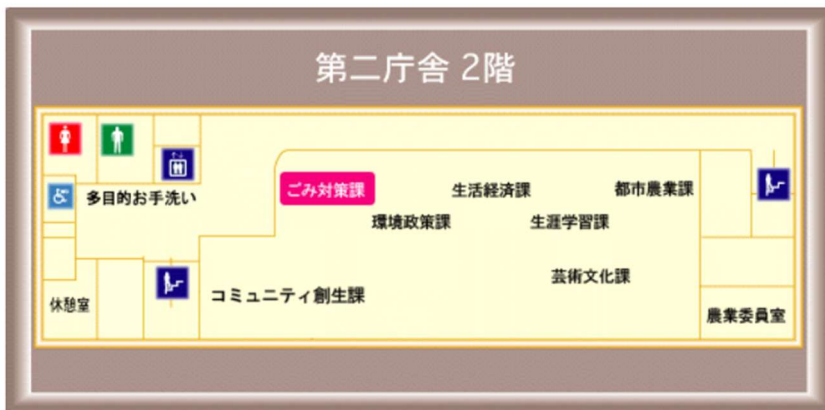
実施本部レイアウト想定
三鷹市役所第2庁舎 1階
建築指導課執務室

※242または243会議室位置は
参考資料18-2



第2庁舎案内図

参考資料 18-2



相談窓口への質疑回答例

(想定) 質問・意見	回答 (例)
倒れそうな家があり、とても危険な状態だ。どうすればよいか。	(住所、状況、通報者の連絡先を確認) 人的被害や緊急対応が必要であれば、消防署へご連絡ください。 ※必要に応じて最寄りの避難所への案内をする。 ※判定計画班に被災状況の報告をする。
判定区域はどのように決めているのか。 向かいの家は調査しているのに、うちには調査に来ない。	三鷹市被災建築物応急危険度判定マニュアルにより、多摩直下地震による被害想定や被災実況に基づき決定しています。
何の法律に基づく調査なのか。	三鷹市地域防災計画に基づき調査をしています。 応急危険度判定は、東京都地域防災計画に基づく防災ボランティア制度のひとつです。判定士は、建築士等で東京都の登録を受けた判定士が判定します。
勝手に敷地内に立ち入られた。	外観調査を基本としています。ひび割れ、傾斜等は建物のそばで確認する必要があり、敷地内に立ち入らせていただいております。多くの建物を迅速に判定する必要があるため、ご理解とご協力をお願いします。
財産価値に影響するのか。 補助金が適用されるのか。	財産価値の判断や補助金交付のための調査ではありません。 保険や補助金適用を受ける場合は、別途被害認定調査を受け、罹災証明書が必要となります。 被害認定調査は、防災課 (直通 0422-24-9102) にお問合せください。
修理をしたいが、どのような業者に頼めばよいか。	市では特定の業者の紹介はしていません。 住宅については、市が協定を締結する三鷹市リフォームセンターを紹介しております。都市計画課住宅政策係 (直通 0422-29-9704) を窓口としていますので、ご案内します。その他の建築関係団体の連絡先もご紹介します。 ・東京建築士会 03-3527-3100 ・東京都建築士事務所協会 03-3203-2601 なお、保険の適用など受ける場合は、被害認定調査を実施し、罹災証明が必要となります。被害認定調査については、防災課 (直通 0422-24-9102) にお問合せください。
心配なので、すぐに調査してもらえないか。	応急的な建物使用可否についての調査であり、恒久的使用を調査するものではありません。現在、被害の大きい地域より優先的に調査しています。 ※被災状況、被害状況を聞いたうえで必要に応じて実施本部長、判定計画班に報告のこと。

町丁目別 10階未満の住宅用途建築物数

下連雀	街区数	建物倒壊危険度 ランク	総合危険度 ランク	建物数（判定見込棟数）		構造別				S56以前建物数	
				丁目総数	1街区平均	木造	鉄骨造	RC造・SRC造	その他	丁目総数	1街区平均
1丁目	35	2	2	852	24	682	113	52	5	249	7
2丁目	29	2	3	973	34	771	142	59	1	278	10
3丁目	46	2	2	928	20	434	217	271	6	324	7
4丁目	22	2	2	1,010	46	702	159	148	1	309	14
5丁目	9	1	1	70	8	24	11	34	1	10	1
6丁目	19	2	3	778	41	593	117	65	3	256	13
7丁目	17	1	1	388	23	240	70	78	0	136	8
8丁目	10	1	1	134	13	63	31	40	0	31	3
9丁目	11	1	1	201	18	101	48	51	1	65	6
計				5,334	—	3,610	908	798	18	1,658	—

上連雀	街区数	建物倒壊危険度 ランク	総合危険度 ランク	建物数（判定見込棟数）		構造別				S56以前建物数	
				丁目総数	1街区平均	木造	鉄骨造	RC造・SRC造	その他	丁目総数	1街区平均
1丁目	25	1	1	453	18	308	92	52	1	90	4
2丁目	21	2	3	548	26	417	83	43	5	184	9
3丁目	17	2	2	487	29	393	70	15	9	156	9
4丁目	27	1	2	598	22	451	85	60	2	155	6
5丁目	31	2	3	792	26	664	97	28	3	241	8
6丁目	33	1	1	431	13	328	67	33	3	127	4
7丁目	33	1	2	803	24	645	113	44	1	187	6
8丁目	27	2	2	626	23	510	84	32	0	159	6
9丁目	43	2	2	769	18	604	125	39	1	240	6
計				5,507	—	4,320	816	346	25	1,539	—

牟礼	街区数	建物倒壊危険度 ランク	総合危険度 ランク	建物数（判定見込棟数）		構造別				S56以前建物数	
				丁目総数	1街区平均	木造	鉄骨造	RC造・SRC造	その他	丁目総数	1街区平均
1丁目	19	1	2	546	29	451	66	29	0	142	7
2丁目	18	1	1	444	25	315	65	61	3	125	7
3丁目	11	1	2	383	35	320	47	15	1	81	7
4丁目	23	1	2	784	34	653	92	37	2	220	10
5丁目	14	1	2	671	48	554	89	24	4	153	11
6丁目	25	1	2	534	21	382	100	51	1	181	7
7丁目	8	1	1	450	56	372	55	22	1	107	13
計				3,812	—	3,047	514	239	12	1,009	—

井の頭	街区数	建物倒壊危険度 ランク	総合危険度 ランク	建物数（判定見込棟数）		構造別				S56以前建物数	
				丁目総数	1街区平均	木造	鉄骨造	RC造・SRC造	その他	丁目総数	1街区平均
1丁目	32	2	3	1,210	38	1,001	146	60	3	314	10
2丁目	34	2	4	1,002	29	854	123	24	1	379	11
3丁目	35	2	3	712	20	565	101	43	3	206	6
4丁目	26	2	3	596	23	473	61	54	8	193	7
5丁目	28	2	3	944	34	781	106	57	0	281	10
計				4,464	—	3,674	537	238	15	1,373	—

中原	街区数	建物倒壊危険度 ランク	総合危険度 ランク	建物数（判定見込棟数）		構造別				S56以前建物数	
				丁目総数	1街区平均	木造	鉄骨造	RC造・SRC造	その他	丁目総数	1街区平均
1丁目	30	2	3	1,300	43	1,149	108	42	1	379	13
2丁目	25	2	3	881	35	783	72	23	3	202	8
3丁目	14	1	2	623	45	519	80	23	1	122	9
4丁目	36	2	3	1,297	36	1,170	96	28	3	390	11
計				4,101	—	3,621	356	116	8	1,093	—

北野	街区数	建物倒壊危険度 ランク	総合危険度 ランク	建物数（判定見込棟数）		構造別				S56以前建物数	
				丁目総数	1街区平均	木造	鉄骨造	RC造・SRC造	その他	丁目総数	1街区平均
1丁目	10	1	1	452	45	398	42	12	0	137	14
2丁目	6	1	1	366	61	287	60	17	2	95	16
3丁目	13	1	1	536	41	465	55	16	0	124	10
4丁目	17	1	1	526	31	447	62	16	1	123	7
計				1,880	—	1,597	219	61	3	479	—

新川	街区数	建物倒壊危険度 ランク	総合危険度 ランク	建物数（判定見込棟数）		構造別				S56以前建物数	
				丁目総数	1街区平均	木造	鉄骨造	RC造・SRC造	その他	丁目総数	1街区平均
1丁目	16	1	2	418	26	360	45	13	0	148	9
2丁目	17	1	1	423	25	335	73	14	1	92	5
3丁目	21	1	1	440	21	363	52	24	1	109	5
4丁目	25	1	2	610	24	492	77	39	2	182	7
5丁目	18	1	1	433	24	316	79	37	1	116	6
6丁目	38	1	1	757	20	461	153	123	20	239	6
計				3,081	—	2,327	479	250	25	886	—

井口	街区数	建物倒壊危険度 ランク	総合危険度 ランク	建物数（判定見込棟数）		構造別				S56以前建物数	
				丁目総数	1街区平均	木造	鉄骨造	RC造・SRC造	その他	丁目総数	1街区平均
1丁目	25	1	1	628	25	480	103	42	3	127	5
2丁目	18	1	2	522	29	445	57	19	1	108	6
3丁目	19	1	1	527	28	415	88	24	0	136	7
4丁目	21	2	2	871	41	761	88	21	1	197	9
5丁目	9	2	2	303	34	276	23	4	0	91	10
計				2,851	—	2,377	359	110	5	659	—

深大寺	街区数	建物倒壊危険度 ランク	総合危険度 ランク	建物数（判定見込棟数）		構造別				S56以前建物数	
				丁目総数	1街区平均	木造	鉄骨造	RC造・SRC造	その他	丁目総数	1街区平均
1丁目	16	2	2	509	32	434	59	15	1	142	9
2丁目	44	2	3	1,075	24	915	130	28	2	342	8
3丁目	22	2	3	622	28	543	65	14	0	144	7
計				2,206	—	1,892	254	57	3	628	—

野崎	街区数	建物倒壊危険度 ランク	総合危険度 ランク	建物数（判定見込棟数）		構造別				S56以前建物数	
				丁目総数	1街区平均	木造	鉄骨造	RC造・SRC造	その他	丁目総数	1街区平均
1丁目	24	1	1	259	11	179	50	26	4	68	3
2丁目	22	1	1	464	21	372	65	26	1	112	5
3丁目	29	1	1	633	22	531	82	19	1	91	3
4丁目	10	1	1	208	21	172	33	3	0	53	5
計				1,564	—	1,254	230	74	6	324	—

大沢	街区数	建物倒壊危険度 ランク	総合危険度 ランク	建物数（判定見込棟数）		構造別				S56以前建物数	
				丁目総数	1街区平均	木造	鉄骨造	RC造・SRC造	その他	丁目総数	1街区平均
1丁目	18	2	2	956	53	849	89	14	4	246	14
2丁目	21	1	1	598	28	470	70	49	9	155	7
3丁目	11	1	1	562	51	403	78	74	7	162	15
4丁目	25	2	2	950	38	826	82	41	1	271	11
5丁目	21	1	2	701	33	625	68	7	1	186	9
6丁目	13	1	1	475	37	372	78	22	3	140	11
計				4,242	—	3,545	465	207	25	1,160	—

※本表建物数は、課税台帳からの引用（令和2年1月1日時点）

※本表は、推定判定棟数、判定実施区域の優先順位及び必要判定士数の参考として活用する。

地元判定士参集依頼メール(参考文例)

件名 【緊急・三鷹市】被災建築物応急危険度判定ご協力のお願い

本文

令和●年●月●日

三鷹市在住・在勤応急危険度判定士各位

実施本部長 建築指導課長

令和●年●月●日●時●分に●●を震源として発生した地震につきまして、三鷹市では、震度●を記録し、建築物等が甚大な被害を受けました。

三鷹市では、●月●日に災害対策本部が設置され、被災建築物応急危険度判定を実施することとし、被災建築物応急危険度判定の実施本部を立ち上げました。

つきましては、下記のとおり判定活動を予定するため、三鷹市在住・在勤の応急危険度判定士の方でご協力いただける方を募集します。

記

- 1 必要人数 ●人
- 2 判定予定期間（全体）
令和●年●月●日（●）～令和●年●月●日（●）9日間のうち、1期を3日間とし、3期で実施します。※食事、宿泊の用意はございません。
- 3 今回要請期間
●月●日（●）～●月●日（●）の3日間
- 4 補償について
全国被災建築物応急危険度判定協議会が契約する保険契約によります。
- 5 回答の締切
令和●年●月●日（●）●時
- 6 回答の方法
活動可能な方は、本メールあてに下記事項を記載し、返信願います。
①登録番号 ②氏名 ③連絡先（携帯電話）④判定活動経験の有無 ⑤専門分野（木造、S造、RC造の別） ⑥参集方法（公共交通機関、自転車、徒歩の別）
- 7 参集の決定
調整のうえ、出席可能とご連絡いただいた方へご連絡いたします。
- 8 連絡・お問合せ
三鷹市応急危険度実施本部判定支援班（都市整備部建築指導課審査係）
電話 0422-29-9744（直通）
ファクス 0422-71-2258
メール kenchiku@city.mitaka.lg.jp

地元判定士参集決定メール(参考文例)

件名 【緊急・三鷹市】被災建築物応急危険度判定参集の決定について

本文

令和●年●月●日

三鷹市在住・在勤応急危険度判定士各位

実施本部長 建築指導課長

令和●年●月●日付け電子メールにて応急危険度判定活動のご協力を依頼させていただいた件につきまして、ご回答くださりありがとうございますございました。

つきましては、下記のとおり応急危険度判定活動をお願いすることとなりましたため、ご参集いただきたくお願い申し上げます。

記

1 参集期間

●月●日(●)～●月●日(●)の3日間

宿泊の用意がないため、1日の判定活動終了後は、ご帰宅いただきます。

2 集合日時

令和●年●月●日(●)午前8時30分集合

3 集合場所

三鷹市役所第二庁舎1階建築指導課(三鷹市野崎一丁目1番1号 ※別図参照)

4 1日のスケジュール概要(予定)

8:30 集合

8:30～9:30 説明

9:30～10:00 判定区域へ移動

10:00～15:00 判定活動(適宜昼食、休憩)

15:00～15:30 実施本部へ帰庁

15:30～16:30 集計作業、解散

5 持ち物

必ず必要なもの:登録証、判定員手帳、健康保険証、携帯電話

その他:ヘルメット、動きやすい服装、安全靴や厚底の靴、雨具、マスク、筆記用具、昼食、飲み物、軍手

※測定器具等は、実施本部に用意があります。

6 昼食

防災用保存食程度の用意となります。配付できない場合もあるため、できるだけご持参願います。

7 その他

(1)市内在住で自転車にて参集いただける方は、自転車での参集にご協力ください。

(2)自宅(勤務先)周辺の建物等の被災状況の場所及び写真等をメールにて下記へ情報提供願います。(判定地域選定の参考にさせていただく場合があります)

8 ご連絡・お問合せ

三鷹市応急危険度実施本部判定支援班(都市整備部建築指導課審査係)

担当:●●

電話 0422-29-9744(直通)

ファクス 0422-71-2258

メール kenchiku@city.mitaka.lg.jp

三鷹市被災建築物応急危険度判定実施本部までのご案内

実施本部所在地 : 東京都三鷹市野崎 1-1-1 三鷹市役所第二庁舎 1階建築指導課
 実施本部連絡先 : 0422-29-9744

案内図



第二庁舎 1階
 実施本部 (建築指導課)

【徒歩】三鷹駅南口を出て徒歩約 25 分

【バス】①三鷹駅（JR）から（バスで 10 分程度）

三鷹駅南口を出て、次のいずれかのバスにご乗車ください。

いずれも、「三鷹市役所前」下車すぐです。

- ・ 3 番バス乗り場から小田急バスまたは京王バス「鷹 66」系統（調布駅北口行き）
- ・ 7 番バス乗り場から小田急バス「鷹 54」系統（仙川行き、晃華学園東行き）
- ・ 8 番バス乗り場から小田急バス「鷹 59」系統（三鷹駅行き・循環）

②吉祥寺駅（JR、京王井の頭線）から（バスで 15 分程度）

吉祥寺駅南口（公園口）を出て、次のいずれかのバスにご乗車ください。

いずれも、「三鷹市役所前」下車すぐです。

- ・ 3 番バス乗り場から小田急バス「吉 01」系統（武蔵境駅南口 [大沢経由] 行き）
- ・ 4 番バス乗り場から小田急バス「吉 06」系統（調布駅北口 [神代植物公園前経由] 行き）
- ・ 8 番バス乗り場から小田急バスまたは京王バス「吉 14」系統（調布駅北口 [航研前経由] 行き）

③武蔵境駅（JR、西部多摩川線）から（バスで 20 分程度）

武蔵境駅南口を出て、次のバスにご乗車ください。

「三鷹市役所前」下車すぐです。

- ・ 4 番バス乗り場から小田急バス「吉 01」系統（吉祥寺駅行き）

④調布駅（京王線）から（バスで 25 分程度）

調布駅北口を出て、次のいずれかのバスにご乗車ください。

いずれも、「三鷹市役所前」下車すぐです。

- ・ 11 番バス乗り場から小田急バスまたは京王バス「吉 14」系統（吉祥寺駅 [航研前経由] 行き）・「鷹 66」系統（三鷹駅行き）
- ・ 12 番バス乗り場から小田急バス「吉 06」系統（吉祥寺駅 [神代植物公園前経由] 行き）

⑤三鷹シティバスをご利用の方

- ・ 北野ルート、三鷹台・飛行場ルートが三鷹市役所を経由します。いずれも、「三鷹市役所前」下車すぐです。
- ・ 新川・中原ルートは、「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ(市役所東)」で下車してください。

ホームページ (案)

三鷹市 緑と水の
MITAKA CITY 公園都市

文字拡大・音声読み上げ
English / 英語 / 中文
f シェア
ツイート

暮らし・手続き

福祉・健康

子育て・教育

安全・安心

市政情報

三鷹の魅力

現在地: トップページ > お知らせ > 安全・安心のお知らせ一覧 > 被災建築物応急危険度判定を実施します

被災建築物応急危険度判定を実施します

作成・発信部署: 都市整備部 建築指導課

公開日: 2026年4月1日 最終更新日: 2026年4月1日

市内で被災建築物応急危険度判定を実施します

令和●年●月●日●時●分に●●を震源として発生した地震につきまして、三鷹市では、震度●を記録し、建築物等が甚大な被害を受けました。

三鷹市では、●月●日に災害対策本部が設置され、被災建築物応急危険度判定を実施することとし、被災建築物応急危険度判定の実施本部が立ち上げました。

市内の一部地域で有資格者による判定を実施します。

応急危険度判定は、余震による二次災害を防止する目的の調査判定であり、罹災証明を発行するための調査ではありません。

判定期間

令和●年●月●日●曜日から令和●年●月●日●曜日まで

対象建物

住宅（地上9階建以下）

判定区域

被害状況に応じて実施します。防災無線にて当日の判定区域をご案内します。

判定実施者

東京都防災ボランティア登録をした判定員が2人1組で実施します。

※身分証明書（東京都防災ボランティア登録証）を携帯しています。他道府県からの応援判定士の場合、所属道府県登録となります。

判定結果

判定結果は、家屋の壁面等に判定ステッカーを貼付します。

判定ステッカーは、結果に応じて、緑色（調査済）、黄色（要注意）、赤（危険）の分類で表示します。（下記添付ファイル参照）

緑色（調査済）：使用可能

黄色（要注意）：立ち入りには十分注意必要

赤色（危険）：その建物には立ち入らないこと

添付ファイル

[被災建築物応急危険度判定 \(PDF 553KB\)](#)

PDFファイルをご覧いただくためには、Adobe Acrobat Reader DCが必要です。
[Adobe社のホームページ \(外部リンク\)](#) から無料でダウンロードすることができます。

f シェア ツイート

このページの作成・発信部署

都市整備部 建築指導課 建築安全監察係
 〒181-8555 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
 電話: 0422-29-9745・9746
 ファクス: 0422-71-2258
[建築指導課のページへ](#)

ご意見・お問い合わせはこちらから

サイト内検索

検索

防災関連情報

休日・夜間診療

お知らせ

[令和4年三鷹市秋の交通安全運動](#)

イベント・講座

- ▶ 令和4年度三鷹市総合防災訓練
- ▶ 三鷹秋の交通安全フェスタ
- ▶ 被災建築物応急危険度判定員募集のご案内

施設案内

「安全・安心」のよくある質問と回答

サイト内検索

検索

防災関連情報

休日・夜間診療

お知らせ

[令和4年三鷹市秋の交通安全運動](#)

イベント・講座

- ▶ 令和4年度三鷹市総合防災訓練
- ▶ 三鷹秋の交通安全フェスタ
- ▶ 被災建築物応急危険度判定員募集のご案内

施設案内

「安全・安心」のよくある質問と回答

防災無線による放送について

防災無線放送利用手順

1. 防災課へ電子メールにて依頼
 - (1) 放送期間
●月●日(●)～●月●日(●) ※応急危険度判定活動期間の毎日
 - (2) 放送時間
9時及び13時
 - (3) 放送内容
下記のとおり
2. 放送準備
 - (1) 下記放送用原稿をデータ録音し、記録媒体(USBメモリ等)を本庁舎地下1階通信室に持参 ※通信室で直接録音も可能
 - (2) 音声データを入力し、タイマー設定を行う。
※日ごとに判定地域が異なるため、判定活動期間中は、毎日行う必要がある。

放送用原稿

●月●日発生地震により、三鷹市では、建築物の使用にあたっての危険性を情報提供することにより、二次被害の防止を目的とした応急危険度判定を実施しています。

応急危険度判定は、専門の判定士により、本日は●●の一部地域、●●の一部地域で実施します。ご理解とご協力をお願いします。

避難所への情報提供

後方支援班は、災害対策本部へ下記の情報を伝達し、各避難所へ掲示するよう依頼する。
なお、実施区域等決定・更新の都度、災害対策本部へ情報更新依頼をする。

被災建築物応急危険度判定実施について

令和●年●月●日に発生した地震につきまして、三鷹市は専門の判定士による被災建築物応急危険度判定を実施します。

応急危険度判定は、余震による二次被害の防止を目的とし、その建物が使用できるか否かを応急的に判定するものです。

1. 応急危険度判定の開始日時

令和●年●月●日 (●)

2. 応急危険度判定の実施予定期間

令和●年●月●日 (●) ～ 令和●年●月●日 (●)

3. 応急危険度判定実施予定区域

令和●年●月●日 (●)	●●丁目の一部、●●丁目の一部、●●丁目の一部
令和●年●月●日 (●)	未定
令和●年●月●日 (●)	未定
令和●年●月●日 (●)	未定
令和●年●月●日 (●)	未定
令和●年●月●日 (●)	未定
令和●年●月●日 (●)	未定
令和●年●月●日 (●)	未定
令和●年●月●日 (●)	未定

4. 判定に関する問い合わせ窓口

被災建築物応急危険度判定

実施本部 判定計画班 (三鷹市都市整備部 建築指導課 建築安全監察係)

電話 0422-29-9745 (直通)

5. その他

(1) 応急危険度判定は、罹災証明を発行するための調査ではありません。

(2) 専門の判定士 (2名1組) により、建物の外観調査を実施し、判定結果を表示します。

活動時の配布資機材（チーム）

資機材	数量	用途
判定士業務マニュアル☆	2部	活動マニュアル及び資料記入方法等 ※受付時に配付済
判定区域図（4枚/組）	1部	チームごとの判定場所案内図
リュックサック	調査表（木造）★	20枚 判定記録用
	調査表（S造）★	5枚 判定記録用
	調査表（RC造）★	5枚 判定記録用
	判定ステッカー（赤）★	10枚 判定結果表示用
	判定ステッカー（黄）★	10枚 判定結果表示用
	判定ステッカー（緑）★	20枚 判定結果表示用
	応急危険度判定リーフレット★	30枚 住民等案内・説明（配布用）
	被災度区分判定リーフレット★	10枚 判定対象外建物所有者等に対し、被災度区分判定実施を案内
	三鷹市防災マップ★	20枚 「危険」、「要注意」判定建物所有者等に対し、避難所への移動案内
	腰袋	1個 資機材（頻繁に出し入れするもの）収納・携帯
	名札入れ	2個 登録証の表示
	ホイッスル☆☆	2個 危険察知時の警笛
	腕章	2枚 判定士であることの表示
	コンベックス	1個 測定
	下げ振り	1個 傾斜角測定
	マスク☆☆	2枚 粉塵対策
	ガムテープ	1巻 判定ステッカー貼付（塗装面、ガラスフィルム面へ貼付不可）
	ペンライト	1個 暗所の確認
	電池（単3）	3本 ペンライト用
	クラックスケール	1個 ひび割れ幅測定
方位磁石	1個 調査表に損傷箇所等の方位を記入	
立入禁止テープ	1巻 倒壊、落下物等の危険性が極めて高い場合	
ハサミ	1個 テープ切断	
双眼鏡	1個 高所等の損傷確認	
軍手☆☆	2双 手の保護	
マジック	1本 判定ステッカー記入	
シャープペンシル	2本 調査表記録	
必要に応じて配布 □ヘルメット □雨具		

不足する場合は、判定コーディネーターへお知らせください。

☆：返却不要

★：判定活動2日目、3日目は不足分補充してください。

※後方支援班は、判定士入替り時に補充すること。

地震！この建物大丈夫？

被災建築物応急危険度判定



被災建築物応急危険度判定とは…

地震により被災した建物が、その後に発生する余震等で倒壊したり物が落下して、人命に危険をおよぼす恐れがあります。そのため、被災後すぐに、地方公共団体により、応急危険度判定士が被災建物の調査を行い、その建物が使用できるか否かを応急的に判定することをいいます。この調査は無料です。また罹災証明のための被害調査ではありません。



(赤紙)この建物に立ち入ることは危険です



(黄紙)この建物に立ち入る場合は十分注意して



(緑紙)この建物は使用可能です

応急危険度判定士とは…

応急危険度判定士は、都道府県知事が認めた建築技術者で、ヘルメットシール、腕章等で明示され、身分を証明する判定士登録証等を常時携帯しています。



調査結果の表示は…

応急危険度判定による調査結果は、「危険」・「要注意」・「調査済」の三種類のステッカーで、建物の出入口等の見やすい場所に表示します。

判定結果に対する問い合わせ先は、判定ステッカーに記入されています。

お問い合わせ先

被災建築物応急危険度判定実施本部
 (三鷹市都市整備部建築指導課)
 電話 0422-29-9745

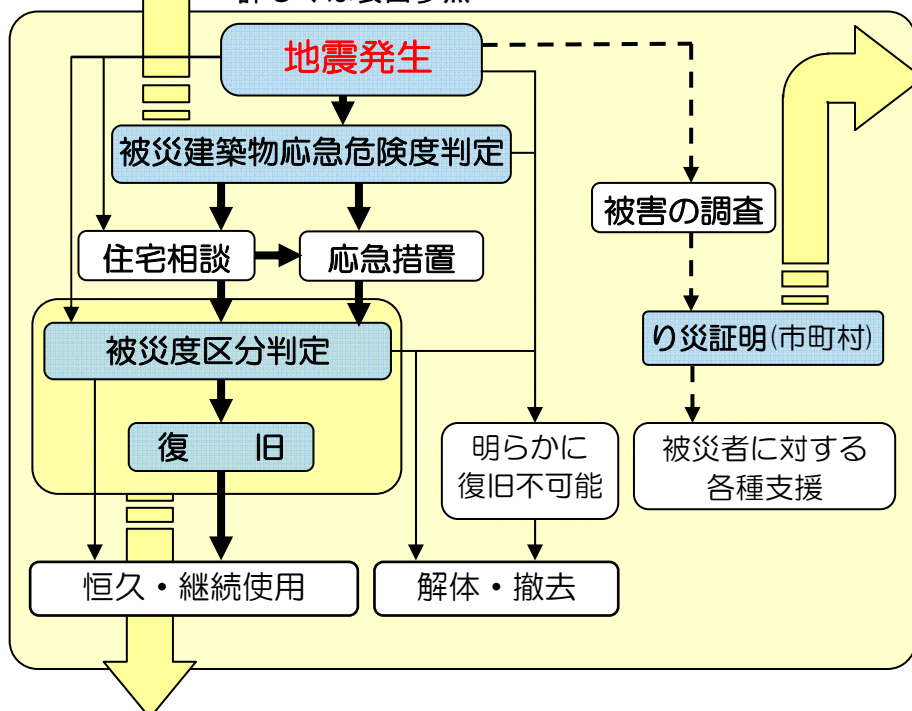
地震被災後の建築物の判定

地震被災後の建築物の判定には3種類あります。

- ①被災建築物応急危険度判定（地震直後できるだけ早急の実施）
- ②被災度区分判定（地震後、建築物の復旧対策検討のために実施）
- ③り災証明（地震後、復旧対策のための公的支援の必要により実施）

①被災建築物応急危険度判定（地震直後に二次災害防止のため）

地震直後、早急に、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難所へ避難したほうがよいかなどを判定するために公共団体が行う調査です。詳しくは表面参照



③り災証明

（家屋の財産的被害程度の認定のため）

り災証明は、被災者生活再建支援法等による被災者への各種の支援施策や税の減免等を被災者が申請するにあたって必要とされる家屋の被害程度を、市町村長が証明するものです。

り災証明のための被災家屋の被害程度の調査は、被災した家屋の損害割合を算出することによって、資産価値的観点からの被害程度（全壊、半壊等）を明らかにするものです。

詳しくは、市町村役場へお問合せ下さい。

②被災度区分判定と復旧（応急危険度判定後に被災建築物の復旧のため）

大地震により被災した建築物の残存耐震性能を把握し、その建築物に引き続き住む、あるいは建築物を使用するため（恒久・継続使用）にどのような補修・補強をしたら良いか建築の専門家が詳細に調べて判定を行い、復旧の方法を決定します。

※判定及び復旧計画の作成には一定の費用がかかります。

詳しくは、市町村役場へお問合せ下さい。



被災者

判定及び復旧計画
作成の依頼

被災度区分判定
復旧設計・工事



建築士事務所等

被災度区分判定は所定の講習会を受けた建築士事務所などの専門の技術者が行います。